

矢巾町における人・農地プランの取組状況(平成31年3月18日更新分)

地域 番号	プランの主な概要			中心経営体			担い手の 確保状況	将来の農地利用のあり方					農地中間管理機構の活用方針			
	協議の場を設けた 区域の範囲	公表日	直近の 更新日	経営体数				担い手に集 積・集約化	担い手の分 散・集約化	新規参入を 促進して、 新規参入者 に集積・集 約化	耕作放棄地 を解消	その他	地域の農地 所有者は、 原則として 農地中間管 理機構に貸 し付け	農業をリタ ンアップ・経営 転換する人 は、原則と して農地中 間管理機構 に貸し付け	担い手の分 散・集約化 を促進する ため利用権 を譲渡する 人は、原則 として農地 中間管理機 構に貸し付 け	その他
				法人	個人	集落営農										
2	藤沢	H31.3.18	H31.3.18	0	1	0	十分確保									
3	西徳田	H31.3.18	H31.3.18	3	3	0	十分確保	○					○	○		
4	東徳田第1	H31.3.18	H31.3.18	0	3	1	十分確保	○						○		
5	東徳田第2	H31.3.18	H31.3.18	2	0	0	十分確保									
6	間野々1	H31.3.18	H31.3.18	0	3	1	十分ではない									
8	土橋1	H31.3.18	H31.3.18	0	9	0	十分ではない									
9	土橋2	H31.3.18	H31.3.18	0	8	1	十分ではない	○	○		○		○	○	○	
10	北郡山	H31.3.18	H31.3.18	0	7	1	十分ではない	○					○	○		
11	上赤林	H31.3.18	H31.3.18	2	11	1	十分ではない	○								
12	下赤林	H31.3.18	H31.3.18	1	3	0	十分ではない	○			○		○	○		
13	広宮沢	H31.3.18	H31.3.18	2	6	1	十分ではない	○		○				○		
14	南昌	H31.3.18	H31.3.18	0	2	1	十分ではない	○						○		
15	城内	H31.3.18	H31.3.18	0	7	1	十分確保	○	○	○	○		○	○	○	
17	耳取	H31.3.18	H31.3.18	0	10	0	十分ではない									
18	下煙山	H31.3.18	H31.3.18	0	0	1	いない	○				○	○			○
19	上矢次	H31.3.18	H31.3.18	0	1	1	十分ではない	○			○		○	○		
20	矢次	H31.3.18	H31.3.18	0	5	1	十分ではない	○	○	○			○			
21	下北	H31.3.18	H31.3.18	2	4	0	十分確保	○	○		○		○	○	○	
22	三矢巾	H31.3.18	H31.3.18	2	0	0	十分確保	○			○		○	○		
23	和味	H31.3.18	H31.3.18	1	4	1	十分ではない	○	○		○		○	○	○	
24	館前	H31.3.18	H31.3.18	0	3	1	十分ではない	○								
25	桜屋	H31.3.18	H31.3.18	1	0	0	十分ではない	○					○			
26	岩清水	H31.3.18	H31.3.18	2	3	2	いない	○			○		○	○		
27	室岡	H31.3.18	H31.3.18	1	1	0	十分ではない	○			○		○	○	○	
28	太田	H31.3.18	H31.3.18	1	6	2	十分ではない	○	○					○	○	
29	白沢1	H31.3.18	H31.3.18	1	2	0	十分ではない	○	○	○	○		○	○	○	
30	白沢2	H31.3.18	H31.3.18	0	2	1	十分ではない	○					○	○		
31	白沢3	H31.3.18	H31.3.18	0	3	1	十分ではない	○	○				○	○	○	

※上記については、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式2の内容を一覧にまとめたものです。